

3 公共施設の再編方針

3-1 取組方針

(1) 公共施設マネジメントの方針と原則

公共施設マネジメントの実現のため、基本理念となるマネジメントの方針と原則を次のとおり示します。

① 公共施設マネジメントの方針

■あらゆる施策・手法を総動員した課題解決に向けたマネジメントの実現

施設の複合化・集約化等による施設の延床面積総量の圧縮だけでなく、運営方法の見直しや類似業務の集約化、事務事業の見直し等による運営コストの削減等を含めて、多角的かつ横断的に検討を行い、サービス水準の維持・向上を図りながら全庁を挙げて課題解決に取り組めます。

※災害時の応急対策活動や、被災後の行政サービス提供に極力支障を生じさせない業務継続の観点から、必要な機能の維持・確保を図ります。

■公共施設を資産ととらえ、活用にあたり効率性を追求するマネジメントを実現

本市の公共施設は、行政コストの面においても保有する財産の面においても、非常に大きな比重を占めています。従って、公共施設を資産と位置付け有効活用することにより、公共サービスのパフォーマンスを更に上げていくことが可能になります。そのために、施設の複合化・集約化等の促進、学校施設の有効活用を図ります。

② 公共施設マネジメントの3原則

■財政負担の小さな公共サービスの実現

本市では、新たな歳入確保や、人件費、物件費などの行政コストの削減にも取り組んでいますが、一律的なコスト削減だけでは、行政サービスの低下を招く恐れもあります。

公共施設のあり方を見直す目的は、施設の維持ではなく公共サービスとしての機能の確保であり、「施設と機能の分離」を行った上で、必要な公共施設、公共サービスを検討します。

また、「公設公営の発想から転換」し、市民・民間事業者との協働により、サービス水準の維持・向上に努めます。

■財政と連動した適切な施設保全

施設の劣化状況や施設の重要度を整理した上で、財政制約に基づいた大規模改修及び建替えの優先順位付けを行い、財政負担の平準化等を図りながら公共施設マネジメントを実行していきます。

総合的視点に基づく施設の保全計画により、施設の修繕・更新等や有効活用を進めます。

■市民が誇れる施設を目指した計画・運営

公共施設の建替え等に当たっては、美しい自然環境・まち並み等の景観やユニバーサルデザインに配慮した、鎌倉にふさわしいデザインとするとともに、脱炭素化にも配慮した施設とします。

また、限られた財源の中で、よりよい施設としていくために、施設運営を市民と協働で行う等の取組を進めます。

(2) 5つの取組方針

5つの取組方針を踏まえ、公共サービスのあり方、施設の規模・配置等の見直しを行います。

1 中長期的な視点からのマネジメントの実現とロードマップに沿った着実な推進

- ・今後の財政推計や、人口減少と少子高齢化を踏まえ、本市が保有する施設にかかるトータルコストを約50%削減する。
- ・新規単独施設の整備は行わない。
- ・施設の更新（大規模改修・建替え）の際には、複合化・集約化等を原則とする。
- ・公共施設再編計画ロードマップに沿った適切な事業の運営管理（PDCA）を行う。

2 施設と機能を切り離した必要な公共サービスの再構築

- ・施設と機能の分離や公設公営からの発想転換により、公共施設にこだわらない公共サービスの提供を図る。
- ・学校施設を拠点とし、学校機能を損なわないための工夫や配慮を行いながら、地域の特性を踏まえた再編、複合化を検討する。
- ・他用途への転換、施設の複合化・集約化、廃止・統廃合、DX等を含めて施設・機能を見直し、総合的な改善による効率化を図る。
- ・遊休・余剰資産の賃貸・売却等による、再編に必要な事業費の捻出も視野に入れた有効活用を図る。

3 地域ごとの施設のあり方の見直し

- ・5つの行政地域にとらわれない、相互に関連する施設の立地環境も考慮した公共施設の適切な配置を行う。
- ・将来的には、広域対応施設の近隣市との相互利用や共同運用、サービスの連携、役割分担等による効率化を図る。
- ・津波浸水想定範囲内に立地する施設については、範囲外の施設との複合化や機能移転等の検討を進めるとともに、津波発生時の避難対策の充実を図る。
- ・土砂災害警戒区域内に立地する施設については、市民等の生命を守り、被害の防止や軽減を図るために、防災拠点への避難路等の確保など、鎌倉市地域防災計画と連携した対策を推進する。

4 市民・民間事業者との協働

- ・民間事業者の資金や様々なノウハウを活用した手法の最適な組み合わせにより、施設の整備、更新、維持管理、運営をより効率的かつ効果的に行う。
- ・市民力を活かした管理運営方法の見直しなどを行う。

5 全庁的な問題意識の共有と体制整備

- ・公共施設マネジメントや財産管理に総合的・戦略的に取り組むための体制を整備する。



■公共サービスのあり方の見直し

- ・公共サービスのニーズ変化への対応、サービスの提供方法の見直し

■施設の規模・配置のあり方の見直し

- ・施設の更新時の複合化・集約化、施設の適切な配置による効率化

■施設の整備・運営の効率化・財源確保

- ・市民・民間事業者との協働、遊休・余剰資産の売却、省エネ設備導入等による事業費の捻出

■具体化に向けた体制整備

- ・公共施設マネジメントや財産管理に総合的・戦略的に取り組むための体制整備

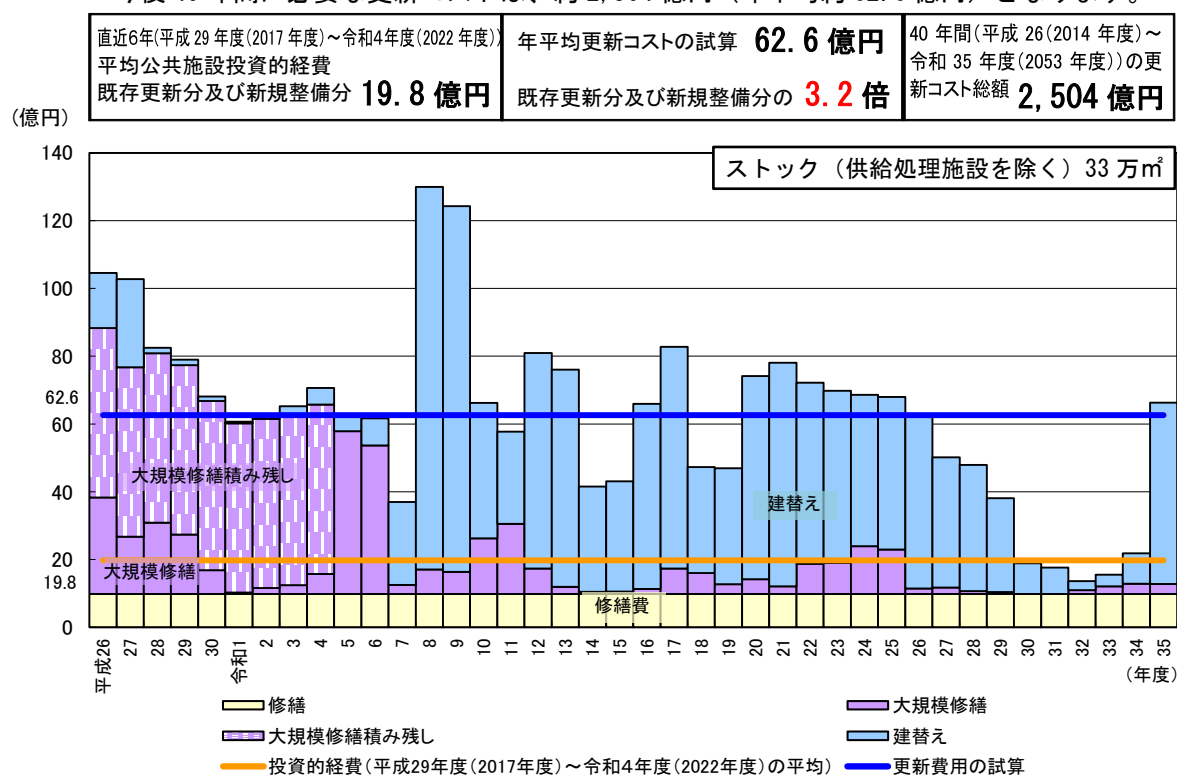
3-2 目標

(1) 公共施設の更新等に係るコスト

直近6年間(平成29年度(2017年度)～令和4年度(2022年度))の投資的経費は、平均19.8億円/年となっています。一方、今後40年間の施設の更新コストの試算結果は、19.8億円/年の3.2倍の62.6億円/年(40年間で2,504億円)であり、大幅な財源不足が予想されます。

本改訂における試算では、建設コストの上昇等の影響を受け、当初計画の試算から更新コストが約500億円増加する結果となったため、本計画のコスト削減目標は、直近6年間の投資的経費の変動幅も勘案すると、62.6億円/年の50%(31.3億円/年、40年間で1,252億円)となりますが、今後、長期計画のスタートとなる令和8年度(2026年度)を目途に計画の見直しを行う予定としていることから、実現可能なコスト削減目標についても、改めて見直しを行うこととします。

今後40年間に必要な更新コストは、約2,504億円(年平均約62.6億円)となります。



図表 公共施設(建築物)の将来の更新コスト試算(平成26年度(2014年度)を基準として試算)

【コスト削減目標】令和35年度(2023年度)までの40年間で1,252億円(年間31.3億円)

(2) 施設面積

本市が保有する公共施設の総延床面積は約34.2万㎡(市民1人当たり約2.0㎡)です。

更新等コストの削減には、施設面積の削減が不可欠であるため、将来の人口減少を考慮した施設面積の削減とともに、1人当たりの平均延床面積の削減を図ります。